

## 役員報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英芳福祉会（以下「法人」という。）定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の全理事の各年度の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の各年度の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には支給しない。
- 5 個々の評議員及び役員等の報酬等は、別表1に定める額とする。

### (費用弁償)

第3条 法人は、役員及び評議員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人英芳福祉会旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表 1

理事・監事	5,000円
評議員	5,000円
苦情解決第三者委員	5,000円
評議員選任・解任委員会	5,000円
監事監査・指導監査立会	5,000円